平成２３年（フ）第１５号
群馬県みどり市大間々町大間々128番地２
債務者　林　　久子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１５号
千葉県木更津市畑沢２丁目１番29号
債務者　竹内友季子（旧姓瀬戸島）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２４号
三重県名張市すずらん台西１番町174番地
債務者　小野　　悟
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１５３号
京都市右京区嵯峨釈原町20番地11　レジデンス山手釈原301号
債務者　松山　奈央
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
京都市北区紫竹下長目町19番地　玉和マンション407
債務者　日下部喜之
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
京都府京田辺市三山木柚ノ木46番地13
債務者　山住　達夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
神戸市灘区原田通３丁目４番10号　佐伯マンション302号
債務者　経塚　章子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３号
神戸市北区緑町４丁目３番８―43号
債務者　福島　郁子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３号
神戸市須磨区大手町３丁目３番５号
債務者　吉岡百合子こと　郭　　丁姫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９号
神戸市長田区四番町３丁目３番地　市住41―603号、従前の住所神戸市兵庫区湊町４丁目２番22―202号
債務者　上村　里師
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県伊丹市北本町２丁目201番地
債務者　山口　智之
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県加古川市平岡町二俣455番地の８
債務者　村田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０３号
兵庫県姫路市白国１丁目６番16―110号　メゾンジュネス、従前の住所兵庫県姫路市白国３丁目８番36号
債務者　前田　学徳
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７号
鳥取県米子市河崎1737番地５　市住165号
債務者　権代惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１９０１号
広島市南区東雲３丁目10番29―201号
債務者　福井　充子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９号
広島市東区温品４丁目17番２―305号
債務者　三好　久美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３号
広島市東区中山南１丁目７番８―301号
債務者　田中　則子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部